

長崎県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表

制定 昭和 61 年 3 月 4 日
 平成 2 年 3 月 26 日
 平成 10 年 10 月 29 日
 平成 14 年 4 月 19 日
 平成 18 年 1 月 30 日
 平成 27 年 3 月 31 日

新	旧
<p style="text-align: center;">長崎県浄化槽取扱要領</p> <p>(第 1 から第 6 まで省略)</p> <p>第 7 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等</p> <p>(1 から 3 まで書略)</p> <p><u>4、浄化槽の使用休止（再開）の届出</u></p> <p><u>浄化槽管理者は、浄化槽の使用を 1 年以上休止する場合は、その日から 30 日以内に、浄化槽使用休止届（様式第 20 号）を、協会を経由して保健所長に 2 部提出しなければならない。また、使用を再開する場合は、再開後 30 日以内に、浄化槽使用再開届出（様式第 20 号）を、協会を経由して保健所長に 2 部提出しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、浄化槽管理者が不明で使用実態のない浄化槽については、協会からの報告をもって、保健所長の権限により休止扱いとすることができる。</u></p> <p><u>なお、休止期間中の浄化槽においては、保守点検、清掃及び法定検査の義務を免除するが、当該浄化槽を原因とする生活環境保全上の支障が発生した場合はこの限りではない。</u></p> <p>第 8 その他の変更等の手続</p> <p>設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第 7 の 1、2 <u>及び 4</u> に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをすときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を協会を経由して保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表 1 のロ、ニ、トにあっては事前に届出書を提出しなければならない。</p> <p>(第 9 以下書略)</p>	<p style="text-align: center;">長崎県浄化槽取扱要領</p> <p>(第 1 から第 6 まで省略)</p> <p>第 7 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等</p> <p>(1 から 3 まで書略)</p> <p>第 8 その他の変更等の手続</p> <p>設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第 7 の 1、及び 2 に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをすときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を協会を経由して保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表 1 のロ、ニ、トにあっては事前に届出書を提出しなければならない。</p> <p>(第 9 以下書略)</p>

新

(様式第1から第19号まで省略)

様式第20号

浄化槽使用（休止・再開）届出書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住 所

氏 名 ②

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

浄化槽の使用を（休止・再開）したので、次のとおり届け出ます。

浄化槽の規模	処理対象人員 単独処理 ・ 合併処理
設 置 場 所	
使用（休止・再開）年月日	年 月 日
使用再開予定年月日 〔休止時のみ記載〕	年 月 日 ・ 未定 (※未定の場合、休止年月日より1年以上は使用しないこと)
使用休止の理由 〔休止時のみ記載〕	
添 付 書 類	〔休止する場合〕 1. 休止直前に実施した浄化槽清掃記録票（写） 〔再開する場合〕 1. 使用再開前の浄化槽保守点検記録票（写） 2. 保守点検委託契約書（写） 3. 清掃委託契約書（写） 4. 浄化槽協会への検査依頼書（写）

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

(様式第1から第19号まで省略)

長崎県浄化槽事務取扱要領新旧対照表

制定 昭和61年3月4日

改正 平成2年3月26日

平成10年10月29日

平成14年4月19日

平成18年1月30日

新	旧
<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）および建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定による浄化槽の設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 設置場所等</p> <p>設置場所は、次によること。</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内においては、設置してはならない。</p> <p>(2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから5m以上離すこと。</p> <p>(3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗には、設置してはならない。</p> <p>イ、保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ2m以上）を確保すること。</p> <p>ロ、スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。</p> <p>ハ、衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。</p> <p>(4) 浄化槽は、原則として同一敷地につき1基とする。ただし、これによることが著しく困難であるときはこの限りではない。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）および建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定による浄化槽の設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 設置場所等</p> <p>設置場所は、次によること。</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域内においては、設置してはならない。</p> <p>(2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから5m以上離すこと。</p> <p>(3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗には、設置してはならない。</p> <p>ア、保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ2m以上）を確保すること。</p> <p>イ、スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。</p> <p>ウ、衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。</p> <p>(4) 浄化槽は、原則として同一敷地、<u>同一建築物</u>につき1基とする。ただし、これによることが著しく困難であるときはこの限りではない。</p>

新	旧
<p>第3 放流先</p> <p>放流先は、次によること。</p> <p>(1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。</p> <p>(2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。</p> <p><u>(3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。</u></p> <p>(4) 都市下水路等の適当な放流水路が無く、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。</p> <p>第4 設置手続</p> <p>1、設置等の届出</p> <p>浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して指定検査機関（財）長崎県浄化槽協会（以下「協会」という。）を経由して保健所長に提出するものとする。</p> <p>ただし、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課に提出するものとする。</p> <p>イ、浄化槽構造図（型式認定を受けた浄化槽にあつては型式認定シート）</p> <p>ロ、処理対象人員算定書</p> <p>ハ、建物の配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）</p>	<p>第3 放流先</p> <p>放流先は、次によること。</p> <p>(1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。</p> <p>(2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。</p> <p><u>(3) 水道水源に影響を与えるおそれのある場所には放流しないこと。ただし、水道管理者が水道水質として保てると判断したときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(4) 水浴場水域内及びその周辺以内への放流は、原則として認めない。</u></p> <p><u>(5) その他生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること。</u></p> <p>(6) 都市下水路等の適当な放流水路が無く、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。</p> <p>第4 設置手続</p> <p>1、設置等の届出</p> <p>浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して指定検査機関（財）長崎県浄化槽協会（以下「協会」という。）を経由して保健所長に提出するものとする。</p> <p>ただし、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課に提出するものとする。</p> <p>イ、浄化槽構造図（型式認定を受けた浄化槽にあつては型式認定シート）</p> <p>ロ、処理対象人員算定書</p> <p>ハ、建物の配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）</p>

新	旧
<p>ニ、給排水管図 ホ、設計計算書 ヘ、型式認定を受けた浄化槽以外にあっては処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。） ト、設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類 チ、個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書 リ、分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類 ヌ、法定検査依頼書（様式第2号）（長崎県浄化槽協会で保管） ル、誓約書（様式第3号） ヲ、建築基準法第68条の10、第68条の26の規定に基づく認定品で工場製品については、上記のほか認定書、設計書、名称、浄化槽の概要（処理方式、処理対象人員、装置の概要、材質、仕様の概要等） ワ、その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類</p> <p>2、届出書の審査及び受理書の交付 イ、前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。 ロ、保健所長は、提出された浄化槽関係書類一部を速やかに建築主事へ送付するものとする。 ハ、保健所長は、提出された浄化槽関係書類（第4の3のロ建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）一部を速やかに<u>市町長</u>へ送付するものとする。 ニ、<u>市町長</u>は、必要があると認められるときは前号の書類の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。</p>	<p>ニ、給排水管図 ホ、設計計算書 ヘ、型式認定を受けた浄化槽以外にあっては処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。） ト、設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類 チ、個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書 リ、分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類 ヌ、法定検査依頼書（様式第2号）（長崎県浄化槽協会で保管） ル、誓約書（様式第3号） ヲ、建築基準法第68条の10、第68条の26の規定に基づく認定品で工場製品については、上記のほか認定書、設計書、名称、浄化槽の概要（処理方式、処理対象人員、装置の概要、材質、仕様の概要等） ワ、その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類</p> <p>2、届出書の審査及び受理書の交付 イ、前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。 ロ、保健所長は、提出された浄化槽関係書類一部を速やかに建築主事へ送付するものとする。 ハ、保健所長は、提出された浄化槽関係書類（第4の3のロ建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。）一部を速やかに<u>市町村長</u>へ送付するものとする。 ニ、<u>市町村長</u>は、必要があると認められるときは前号の書類の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。</p>

新

ホ、保健所長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

へ、特定行政庁は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第5号）により、行うものとする。

ト、保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。

3、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下、「確認申請等」という。）を要する場合

イ、確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して協会を経由して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

ロ、建築主事又は指定確認検査機関は、提出された浄化槽関係書類2部を速やかに保健所長へ送付するものとする。

ハ、保健所長は必要があると認めるときは、前号の書類の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

(届出書の提出部数)

届出の種別	区分	届出書の宛名および提出部数
浄化槽法第5条第1項の届	県立保健所	保健所長 宛 3部
建築基準法第6条第1項の届出	特定行政庁 (建築主事)	建築主事 宛 4部
建築基準法第6条の2第1項の届出	指定確認検査機関	知事 宛 4部

旧

ホ、保健所長は、浄化槽法第5条第2項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第4号）により行うものとする。

へ、特定行政庁は、浄化槽法第5条第3項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第5号）により、行うものとする。

ト、保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第6号）を交付するものとする。

3、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下、「確認申請等」という。）を要する場合

イ、確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して協会を経由して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

ロ、建築主事又は指定確認検査機関は、提出された浄化槽関係書類2部を速やかに保健所長へ送付するものとする。

ハ、保健所長は必要があると認めるときは、前号の書類の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

(届出書の提出部数)

届出の種別	区分	届出書の宛名および提出部数
浄化槽法第5条第1項の届	県立保健所	保健所長 宛 3部
建築基準法第6条第1項の届出	特定行政庁 (建築主事)	建築主事 宛 4部
建築基準法第6条の2第1項の届出	指定確認検査機関	知事 宛 4部

新	旧
<p>第5 浄化槽工事の検査及び完了報告</p> <p>1、工事の完了報告</p> <p>設置者は、当該浄化槽工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第7号）を協会を経由して設置届に係るものにあつては保健所長に、建築確認申請に係るものにあつては建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>2、工事の検査</p> <p>保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うこととし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。</p> <p>設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。</p> <p>第6 浄化槽の使用開始の報告</p> <p>浄化槽法第10条の2第1項の規定による報告は、様式第8号により協会を経由して保健所長に提出しなければならない。</p> <p>第7 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等</p> <p>1、浄化槽技術管理者の変更の報告</p> <p>浄化槽法第10条の2第2項の規定による報告は、様式第9号により協会を経由して保健所長に2部提出しなければならない。</p> <p>2、浄化槽管理者の変更の報告</p> <p>浄化槽法第10条の2第3項の規定による報告は、様式第10号により協会を経由して保健所長に2部提出しなければならない。</p>	<p>第5 浄化槽工事の検査及び完了届</p> <p>1、工事の完了届</p> <p>設置者は、当該浄化槽工事が完了したときは、工事完了届（様式第7号）を協会を経由して設置届に係るものにあつては保健所長に、建築確認申請に係るものにあつては建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。</p> <p>2、工事の検査</p> <p>保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うこととし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。</p> <p>設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。</p> <p>第6 浄化槽の使用開始</p> <p>浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書（様式第8号）を協会を経由して保健所長に提出しなければならない。</p>

新	旧
<p data-bbox="120 248 483 280"><u>3、浄化槽の使用廃止の届出</u></p> <p data-bbox="143 296 1106 416"><u>浄化槽法第11条の2の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号（以下「環境省令様式第1号」という。）により協会を経由して保健所長に2部提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="87 477 456 509"><u>第8 その他の変更等の手続</u></p> <p data-bbox="114 525 1106 735">設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（<u>第7の1及び2に規定する事項を除く。</u>）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、すみやかに変更又は取り下げの届出書を協会を経由して保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表1の<u>ロ、ニ、ト</u>にあっては事前に届出書を提出しなければならない。</p>	<p data-bbox="1120 477 1458 509"><u>第7 変更、廃止等の手続</u></p> <p data-bbox="1146 525 2148 735">設置者又は浄化槽管理者は、届出事項に変更を生じたとき、<u>浄化槽を廃止したとき</u>又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、すみやかに変更、<u>廃止</u>又は取り下げの届出書を協会を経由して保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、次表1の<u>ハ、ホ、チ</u>にあっては事前に届出書を提出しなければならない。</p>

新					旧				
1. 確認申請を伴わない場合					1. 確認申請を伴わない場合				
変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数	変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ、浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第11号)	保健所長	2部	イ、浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第9号)	保健所長	2
削除					ロ、浄化槽管理者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第9号) 法定検査依頼書誓約書その他必要な書類を添付	保健所長	2
ロ、放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第11号) 放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	保健所長	2部	ハ、放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第9号) 放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	保健所長	2
ハ、既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第1号)	保健所長	2部	ニ、既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (様式第9号)	保健所長	2
	新規設置届	設置手続きの項参照		3部		新規設置届	設置手続きの項参照 浄化槽		3
三、既設浄化槽の一部を改造する場合(処理能力の10%未満の変更)	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第11号) 新、旧構造図(改造部分を明らかにする構造図)その他必要な書類	保健所長	2部	ホ、既設浄化槽の一部を改造する場合(処理能力の10%未満の変更)	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第9号) 新、旧構造図(改造部分を明らかにする構造図)その他必要な書類	保健所長	2
ホ、浄化槽の設置届を提出し受理書を受領後工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第12号)	保健所長	2部	ヘ、浄化槽の設置届を提出し受理書を受領後工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第9号)	保健所長	2
	新規設置届	設置手続きの項参照		3部		新規設置届	設置手続きの項参照		3
ヘ、受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第12号)	保健所長	2部	ト、受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第9号)	保健所長	2
ト、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第11号) 建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	保健所長	2部	チ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第9号) 建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	保健所長	2
チ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式第1号)	保健所長	2部	リ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (様式第9号)	保健所長	2
	新規設置届	設置手続きの項参照		3部		新規設置届	設置手続きの項参照		3
削除					ヌ、浄化槽の使用を廃止した場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (様式第9号)	保健所長	2
削除					ル、技術管理者の変更	変更届	浄化槽技術管理者変更届出書 (様式第10号)	保健所長	2

新					旧				
2. 確認申請を伴う場合 (提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認期間に提出すること。)					2. 確認申請を伴う場合 (提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認期間に提出すること。)				
変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数	変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ、放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号)放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	イ、放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第9号)放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
	確認を要しない軽微な変更届	基準法施行細則又はセンター規定等による様式		2部		確認を要しない軽微な変更届	基準法施行細則又はセンター規定等による様式		2部
ロ、既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽廃止届出書(環境省令様式第1号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	ロ、既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽廃止届出書(様式第9号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照				新規設置届	設置手続きの項参照		
ハ、浄化槽の設置届を提出し受理書を受領後工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第12号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	ハ、浄化槽の設置届を提出し受理書を受領後工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第9号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照				新規設置届	設置手続きの項参照		
ニ、受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第12号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	ニ、受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第9号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
	確認を要しない軽微な変更届	基準法施行細則又はセンター規定等による様式		2部		確認を要しない軽微な変更届	基準法施行細則又はセンター規定等による様式		2部
ホ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号)建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	ホ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第9号)建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
ヘ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書(環境省令様式第1号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	ヘ、建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書(様式第9号)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照				新規設置届	設置手続きの項参照		
ト、告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第11号)その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)	ト、告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第9号)その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定検査確認検査機関	4部(うち2部は保健所へ送付)
	確認を要しない軽微な変更届	基準法施行細則又はセンター規定等による様式		2部		確認を要しない軽微な変更届	基準法施行細則又はセンター規定等による様式		2部

新	旧
<p>特記事項</p> <p>① 基準法施行細則による様式とは、建築基準法施行細則様式第8号（第25条の2関係）である。</p> <p>② センター規程等による様式とは、長崎県住宅・建築総合センターの指定確認検査機関業務規程第4号様式（第16条関係）等である。</p> <p>③ ハの変更にあつては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要である。</p> <p>第9 浄化槽の保守点検及び清掃の記録</p> <p><u>(1) 浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票（様式第13号）により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票（様式第14号）によるものとする。</u></p> <p><u>(2) 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者はこの記録票を2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項及び第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）によって行う場合はこの限りでない。</u></p> <p>第10 設置後等及び定期の水質検査の報告</p> <p><u>協会は浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告を電磁的方法により保健所長あて行うものとする。</u></p> <p>第11 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等</p> <p>1、保健所長は浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第15号）により行うものとする。</p> <p>2、保健所長は浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書（様式第16号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第17号）により行うものとする。</p>	<p>特記事項</p> <p>① 基準法施行細則による様式とは、建築基準法施行細則様式第8号（第25条の2関係）である。</p> <p>② センター規程等による様式とは、長崎県住宅・建築総合センターの指定確認検査機関業務規程第4号様式（第16条関係）等である。</p> <p>③ ハの変更にあつては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要である。</p> <p>第8 浄化槽の保守点検及び清掃の記録</p> <p>浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票（様式第11号）により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票（様式第12号）によるものとし、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者はこの記録票を2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。</p> <p>第9 保守点検又は清掃についての改善命令等</p> <p>1、保健所長は浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書（様式第13号）により行うものとする。</p> <p>2、保健所長は浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書（様式第14号）又は浄化槽使用停止命令書（様式第15号）により行うものとする。</p>

新	旧
様式関係	様式関係
様式第1号 浄化槽構造審査願 (略)	様式第1号 浄化槽構造審査願 (略)
様式第2号 検査依頼書 (別紙のとおり)	様式第2号 検査依頼書
様式第3号 誓約書 (別紙のとおり)	様式第3号 誓約書
様式第4号 浄化槽改善勧告書 (略)	様式第4号 浄化槽改善勧告書 (略)
様式第5号 浄化槽変更・廃止命令書 (略)	様式第5号 浄化槽変更・廃止命令書 (略)
様式第6号 浄化槽設置・変更届出受理書 (別紙のとおり)	様式第6号 浄化槽設置・変更届出受理書
様式第7号 浄化槽工事完了報告書 (別紙のとおり)	様式第7号 浄化槽工事完了届出書 (略)
様式第8号 浄化槽使用開始報告書 (別紙のとおり)	様式第8号 浄化槽使用開始報告書
様式第9号 浄化槽技術管理者変更報告書 (別紙のとおり)	様式第10号 浄化槽技術管理者変更届出書
様式第10号 浄化槽管理者変更報告書 (別紙のとおり)	様式第9号 浄化槽 () 変更・廃止・取り下げ届出書
様式第11号 浄化槽届出事項変更届出書 (別紙のとおり)	
様式第12号 浄化槽取り下げ届出書 (別紙のとおり)	
様式第13号の1 浄化槽保守点検記録票 (浄化槽(50人槽以下)) (別紙のとおり)	様式第11号 浄化槽保守点検記録表 (略)
様式第13号の2 浄化槽保守点検記録票 (浄化槽(51人槽以上)) (別紙のとおり)	
様式第13号の3 浄化槽保守点検記録票 (みなし浄化槽) (別紙のとおり)	
様式第14号の1 浄化槽清掃記録票 (浄化槽(50人槽以下)) (別紙のとおり)	様式第12号 浄化槽清掃記録表 (略)
様式第14号の2 浄化槽清掃記録票 (別紙のとおり)	
様式第15号 勧告書 (略)	様式第13号 勧告書 (略)
様式第16号 改善命令書 (略)	様式第14号 改善命令書 (略)
様式第17号 浄化槽使用停止命令書 (略)	様式第15号 浄化槽使用停止命令書 (略)
様式第18号 勧告書	
様式第19号 措置命令書	

新

様式第2号

検査依頼書

年 月 日

長崎県知事指定検査機関
(財)長崎県浄化槽協会理事長様

依頼者

住所
氏名
TEL

印

(法人にあつては、主たる事務所
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽法第7条(使用開始3ヶ月検査)及び第11条(毎年1回の定期検査)の規定により、私が設置(管理)する浄化槽の法定検査をうけたいので依頼します。

記

設置場所	
浄化槽の種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号) ②その他
建築物の用途 及び延べ面積	m ²
処理対象人員	人槽
処理能力	イ. 日平均汚水量 m ³ /日
	ロ. BOD除去率 %
	ハ. 放流水のBOD mg/l
放流先	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()
施工業者	
使用開始予定日	年 月 日
検査手数料	イ. 当日現金払い ロ. 請求書がほしい
見取図(主な目標になるものをご記入ください)	

旧

様式第2号

検査依頼書

年 月 日

長崎県知事指定検査機関
(財)長崎県浄化槽協会理事長様

依頼者

住所
氏名
TEL

印

浄化槽法第7条(使用開始6ヶ月検査)及び第11条(毎年1回の定期検査)の規定により、私が設置(管理)する浄化槽の法定検査をうけたいので依頼します。

記

1. 設置場所
2. 使用開始予定年月日
3. 処理方式 単独 合併
4. 処理対象人員
5. 検査手数料納付方法(希望事項に○印をおつけ下さい)
イ. 当日現金払 ロ. 請求書がほしい
6. 見取図(主な目標になるものをご記入ください)

新

様式第3号

誓 約 書

年 月 日

様

申請者 住 所
氏 名

(印)
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が浄化槽の設置届を提出するにあたり、下記のことを誓約します。

記

1. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。
2. 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検業者に、清掃については清掃業者に委託いたします。
3. 浄化槽の使用開始3ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。
4. 上記のほか、関係法規を遵守します。

- 備考
- 1 記名押印に代えて、署名することができる。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

様式第3号

誓 約 書

年 月 日

様

申請者 住 所
氏 名

(印)

私が浄化槽の設置届を提出するにあたり、下記のことを誓約します。

記

1. 浄化槽に係る紛争が生じたり、苦情があった場合は、当事者間により責任をもって解決します。
2. 浄化槽の使用については、使用の準則を遵守することはもちろんのこと、保守点検については保守点検業者に、清掃については清掃業者に委託いたします。
3. 浄化槽の使用開始6ヶ月後の法定検査及び1年以内ごとの定期的な法定検査を受けます。
4. 上記のほか、関係法規を遵守します。

新

様式第6号

浄化槽設置変更届受理書

第 年 月 日 号

様

保健所長



年 月 日 下記の浄化槽設置変更届を受理しました。

記

設置場所	
建築物の用途	
建築物の延べ面積	m ²
処理方式	
浄化槽の規模	人槽 m ³ /日
浄化槽の種類	型式認定浄化槽 (名称 認定番号) その他

【備考】

- ① 受理された日から21日(浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日間)の期間を経過した後でなければ当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。
- ② 誓約書事項を遵守すること。
- ③ 届出事項に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
- ④ 竣工後すみやかに浄化槽工事完了報告書を提出すること。

旧

様式第6号

浄化槽設置変更届受理書

第 年 月 日 号

様

保健所長



年 月 日 下記の浄化槽設置変更届を受理しました。

記

設置場所	市・郡		
建築物の用途	処理方式	合併 () 単独	
	浄化槽の規模	人槽	m ³
建築物の延べ面積	浄化槽の種類	型式認定浄化槽 (名称 認定番号) その他	

【備考】

- ① 受理された日から21日(浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日間)の期間を経過した後でなければ当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。
- ② 誓約書事項を遵守すること。
- ③ 届出事項に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
- ④ 竣工後すみやかに浄化槽工事完了届出書を提出すること。

新

様式第7号(1面)

浄化槽工事完了報告書

年 月 日

様

設置者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

印

設置場所			
最終工事 検査年月日	年 月 日	使用開始 予定年月日	年 月 日
受理年月日 (届出年月日)	年 月 日 (年 月 日)	受理番号	第 号
建築物の 名称・用途		浄化槽の規模	人槽 m ³ /日
処理法式		浄化槽の種類	
浄化槽 工事業者	住所 氏名 電話	知事登録・届出番号	

(注) 使用開始前に保守点検業者による保守点検を行い、使用開始1ヶ月以内に使用開始報告書を協会を経由して保健所に提出すること。

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

様式第7号(1面)

浄化槽工事完了届出書

年 月 日

様

設置者 住所
氏名

印

設置場所			
最終工事 検査年月日	年 月 日	使用開始 予定年月日	年 月 日
受理年月日 (届出年月日)	年 月 日 (年 月 日)	受理番号	第 号
建築物の 名称・用途		浄化槽の規模	人槽 m ³ /日
処理法式		浄化槽の種類	
浄化槽 工事業者	住所 氏名 電話	知事登録・届出番号	

(注) 使用開始前に保守点検業者による保守点検を行い、使用開始1ヶ月以内に使用開始報告書を協会を経由して保健所に提出すること。

新

様式第8号 (環境省関係浄化槽法施行規則第8条の2第1項関係)

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

印

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

浄化槽の規模	
設置場所	
設置の届出の年月日	年 月 日
使用開始年月日	年 月 日
技術管理者の氏名 (501人槽以上の場合)	
添付書類	1 501人槽以上の場合は、技術管理者の資格を証明する書類(写) 2 保守点検及び清掃を委託する場合にあっては、保守点検及び清掃の委託契約書(写) 3 使用開始前の保守点検記録表(写)

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

様式第8号

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住 所
氏 名

印

受理年月日	年 月 日	受理番号	第 号
設置届出年月日	年 月 日	設置場所	
浄化槽の規模	人槽 m ³ /日	使用開始年月日	年 月 日
技術管理者	氏名	浄化槽 保守点検 業者名	住所 氏名 登録番号 第 号
	所属		
技術管理者を兼務する場合は、その浄化槽の設置場所及び管理者氏名			

(注) 1 技術管理者は501人槽以上の場合に記載し、技術管理者の資格を証明する書類を添付すること。
2 保守点検、清掃の委託契約書を添付すること。
3 使用開始前の保守点検記録表(写)を添付すること。

新

様式第9号（環境省関係浄化槽法施行規則第8条の2第2項関係）

浄化槽技術管理者変更報告書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住 所
氏 名 (印)
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽の技術管理者に変更があったので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	
変更後の技術管理者の氏名	
変 更 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	変更後の技術管理者の資格を証明する書類(写)

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

様式第10号

浄化槽技術管理者変更届出書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住 所
氏 名 (印)

受理年月日	年 月 日	受 理 番 号	第 号
設 置 場 所		浄化槽の種類	
変更工事着工 予定年月日		変更後の使用 年 月 日	
		廃止年月日	年 月 日

変更、廃止
取り下げ理由

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後

新

旧

様式第10号 (環境省関係浄化槽法施行規則第8条の2第3項関係)

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

浄化槽の管理者に変更があつたので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 場 所	
変更前の浄化槽管理者 の氏名又は名称	
変 更 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 法定検査依頼書(様式第2号) 2 誓約書(様式第3号)

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

新

様式第11号

浄化槽届出事項変更届出書

年 月 日

様

浄化槽管理者 住所
氏 名

〔印〕
法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号
設 置 場 所	
浄 化 槽 の 種 類	
変更工事着工予定年月日	年 月 日
変更後の使用開始予定年月日	年 月 日
変 更 の 理 由	
変 更 内 容	事 項 変 更 前 変 更 後

備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

旧

様式第9号

()変更
浄化槽 廃止届出書
取り下げ

年 月 日

保健所長 様

浄化槽管理者 住所
氏 名

〔印〕

受理年月日	年 月 日	受 理 番 号	第 号
設 置 場 所		浄化槽の種類	
変更工事着工 予定年月日		変更後の使用 年 月 日	
		廃止年月日	年 月 日
変更、廃止 取り下げの理由			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後

新

旧

様式第12号

浄化槽取り下げ届出書

年 月 日

様

浄化槽管理者 住所
氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	第 号
設 置 場 所	
浄 化 槽 の 種 類	
取 り 下 げ の 理 由	

- 備考 1 記名押印に代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。